

## 中小建設業者のための『法定福利費セミナー』

～法定福利費を内訳明示した見積書作成のポイントとは～

無料



社会保険料はどれくらい  
必要になるの？

法定福利費を内訳明示した見  
積書の作り方がよくわからない？

そんな中小建設業者の  
「？」について解説します。

社会保険労務士による  
個別相談会もあります！



社会保険への加入は、建設業で働く方々が公的保障を受けられるようにし、業界の将来を担う人材を確保していくために必要であり、また、従業員を適切な保険に加入させることは、法令により定められた各企業の義務です。このため、建設業界では平成 29 年度を目標年次として、社会保険への加入促進に取り組んでいます。

社会保険への加入を進めるためには、労働者を雇用する専門工事業者が元請企業との契約金額の中で加入に必要な法定福利費を確保することが必要になります。このため、各専門工事業団体では平成 25 年に工事価格の中に含まれる法定福利費を内訳明示した見積書の様式（標準見積書）を定めており、国土交通省でもこの活用の徹底を推奨しています。

本セミナーでは、主に下請となる事業者の方々を対象に、社会保険制度、保険料の算出方法、法定福利費を内訳明示した見積書の作成方法などについて解説していきます。

また、セミナー後には、社会保険制度や加入手続きなどについて社会保険労務士が相談に応じる「個別相談会」も実施し、各建設業者の疑問や悩みに個別に対応します。（個別相談を希望される場合は、申込用紙にご記入ください。）

日時 会場	福岡商工会議所 406～407 会議室	1月23日（月）13:00～15:00 （個別相談：15:10～17:00）
講師	野中 格（建設業労働災害防止協会 セーフティエキスパート）	
受講料	無料	

### ○本セミナーのお申し込み方法

#### ①インターネットにてお申し込み

URL：[https://farcisakura.ne.jp/form/seminar\\_h/entry\\_n.php](https://farcisakura.ne.jp/form/seminar_h/entry_n.php)

☆『建設産業経理研究機構』で検索してください。トップページにセミナーのご案内が表示されます。

#### ②FAXにてお申し込み

次ページの申込用紙にご記入頂き、FAX送信してください。

【お問い合わせ先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館 3階

TEL.03-5425-1261 FAX.03-5425-1262

<http://www.farci.or.jp/> 「建設産業経理研究機構」で検索

# 法定福利費セミナー 申込用紙

F A X 0 3 - 5 4 2 5 - 1 2 6 2

<b>会 場</b>	福岡商工会議所 406～407 会議室	<b>日 時</b>	1月23日(月) 13:00～15:00 (個別相談：15:10～17:00)
<b>フリガナ</b>			
<b>参加者氏名</b>	※会場都合上、各社1名までの参加とさせていただきます。		
<b>会 社 名</b>			
<b>会社所在地</b>	〒		
<b>E-mail</b>			
<b>T E L</b>		<b>F A X</b>	
<b>個別相談</b> <small>※セミナー終了後、社会保険制度や加入手続き等について社会保険労務士による個別相談を実施します。</small>	<b>希望する</b>	※社会保険労務士による個別相談をご希望の方は内容を簡単にお書きください。	
	<b>希望しない</b>		

※この申込書にご記入いただいた情報は、本セミナーの受付・管理に利用いたします。

- 会場「福岡商工会議所」 福岡市博多区博多駅前 2-9-28 電話：092-441-1110  
 ・JR 博多駅 博多口より徒歩 10 分 ・地下鉄祇園駅 5 番出口より徒歩 5 分

